

# 地方整備局営繕工事既済部分 出来高算出要領（案）

制定 平成 29 年 3 月 29 日 国営整第 236 号  
国営設第 166 号

この要領は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための基準として制定したものです。

利用にあたっては、国土交通省ホームページのリンク・著作権・免責事項に関する利用ルール (<http://www.mlit.go.jp/link.html>) をご確認ください。

国土交通省大臣官房官庁営繕部

技術基準トップページはこちら(関連する基準の確認など)

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html)

## 地方整備局営繕工事既済部分出来高算出要領（案）

### （目的）

第1 この要領は、地方整備局の所掌する営繕工事の出来高算出の方法を定め、もって既済部分検査を適切に実施することを目的とする。

### （用語の定義）

第2 この要領における用語の定義は、次の各号の定めによる。

一 出来形

工事請負契約書における部分払の規定に基づく出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）をいう

二 出来高

部分払の対象とする出来形に相応する請負代金相当額をいう。

三 出来高率

予定価格の基となる工事費内訳書に示された直接工事費（直接仮設に要するものを除く。）に対する部分払の対象とする出来形の直接工事費に相応する額の割合をいう。

### （出来高の算出）

第3 出来高は、次の式により算出した出来形に相応する工事価格（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、これに対する消費税等相当額を加えたものとする。

$$(P - T) \times r$$

この式において、P、T及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

P：請負代金額

T：請負代金に対する消費税等相当額

r：出来高率（当該出来高率に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てた率）

### 附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。